

インタフェース仕様書市町村編修正履歴

(内容現在 平成21年7月7日)

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
1	2 3	ページ番号 2 3 項番 5～1 4 の備考 項番 1 0 の備考 1: 単独市町村 2: 政令市 ※ 3 注釈	1	2 3	ページ番号 2 3 項番 5～1 4 の備考 ※ 4 を追加 項番 1 0 の備考 1: 単独市町村 2: 政令市 3: <u>都道府県</u> ※ 3 ※ 4 注釈 ※ 4 を追加	1
2	3 4	ページ番号 3 4 項番 1 2 の備考 1: 単独市町村 2: 政令市	1	3 4	ページ番号 3 4 項番 1 2 の備考 1: 単独市町村 2: 政令市 3: <u>都道府県</u>	1
3	4 5	ページ番号 4 5 項番 1 2 の備考 1: 単独市町村 2: 政令市	1	4 5	ページ番号 4 5 項番 1 2 の備考 1: 単独市町村 2: 政令市 3: <u>都道府県</u>	1
4	5 6	ページ番号 5 6 項番 1 2 の備考 1: 単独市町村 2: 政令市	1	5 6	ページ番号 5 6 項番 1 2 の備考 1: 単独市町村 2: 政令市 3: <u>都道府県</u>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
5	97	<p>ページ番号 97</p> <p>過誤情報受け渡し概要</p> <p>1. サービス事業所から過誤申立の依頼があった場合、または市町村が過誤を発見した場合は、市町村は、過誤申立書情報を国保連合会へ提出する。</p> <p>4. 過誤申立書情報に基づき過誤調整を行い、市町村へ過誤決定通知書情報を提供する。(※1)</p> <p>備考</p>	1	97	<p>ページ番号 97</p> <p>過誤情報受け渡し概要</p> <p>1. サービス事業所から過誤申立の依頼があった場合、または市町村が過誤を発見した場合は、市町村は、過誤申立書情報を国保連合会へ提出する。なお、都道府県から<u>処遇改善助成金の過誤申立の依頼があった場合は、市町村は、過誤申立書情報を国保連合会へ提出する。</u></p> <p>4. 過誤申立書情報に基づき過誤調整を行い、市町村へ過誤決定通知書情報を提供する。(※1、2)</p> <p>備考</p> <p>※2を追加</p>	1
6	106	<p>ページ番号 106</p> <p>1 : 基本情報レコード</p> <p>市町村、<u>受給者</u>、請求サービス事業所および請求金額等に関する情報を格納する。</p>	1	106	<p>ページ番号 106</p> <p>1 : 基本情報レコード</p> <p>市町村、請求サービス事業所および請求金額等に関する情報を格納する。</p>	1
7	115	<p>ページ番号 115</p> <p>項番34の内容</p> <p>特別対策費である激変緩和加算に係る請求額を設定</p>	1	115	<p>ページ番号 115</p> <p>項番34の内容</p> <p><u>サービス提供年月が平成21年10月以降は、事業運営安定化および、移行時運営安定化に係る請求額を設定</u></p> <p>サービス提供年月が平成21年9月以前は、特別対策費である激変緩和加算に係る請求額を設定</p>	1
8	120	<p>ページ番号 120</p> <p>項番26の内容</p> <p>特別対策費である激変緩和加算に係る請求額を設定する</p> <p>ページ番号 120</p> <p>注釈※3</p>	1	120 121	<p>ページ番号 120</p> <p>項番26の内容</p> <p><u>サービス提供年月が平成21年10月以降は、事業運営安定化および、移行時運営安定化に係る請求額を設定</u></p> <p>サービス提供年月が平成21年9月以前は、特別対策費である激変緩和加算に係る請求額を設定</p> <p>ページ番号 120、121</p> <p>注釈※3</p> <p><u>【サービス提供年月が平成21年10月以降の場合】を追加</u></p>	2

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
9	121	<p>ページ番号 121</p> <p>注釈※3</p> <p>【サービス提供年月が平成21年4月以降の場合】</p> <p>例2：単位数単価が10円以外の地域に所在する事業所において1枚の明細書に「旧指定特定身体障害者入所授産施設」おける通所サービス</p> <p>【サービス提供年月が平成21年3月以前の場合】</p> <p>例1：<u>丙地</u>以外に所在する旧身体障害者療護施設において</p> <p>例2：<u>丙地</u>以外に所在する事業所において1枚の明細書に「旧指定特定身体障害者入所授産施設」おける通所サービス</p> <p>例3：<u>丙地</u>以外に所在する事業所において</p>	1	121	<p>ページ番号 121</p> <p>注釈※3</p> <p>【サービス提供年月が平成21年4月以降<u>9月以前</u>の場合】</p> <p>例2：単位数単価が10円以外の地域に所在する事業所において1枚の明細書に「旧指定特定身体障害者入所授産施設」<u>における通所サービス</u></p> <p>【サービス提供年月が平成21年3月以前の場合】</p> <p>例1：<u>単位数単価が10円以外</u>に所在する旧身体障害者療護施設において</p> <p>例2：<u>単位数単価が10円以外</u>に所在する事業所において1枚の明細書に「旧指定特定身体障害者入所授産施設」<u>における通所サービス</u></p> <p>例3：<u>単位数単価が10円以外</u>に所在する事業所において</p>	1
10	121 -1	ページ番号 121-1	1	121 -1	ページ番号 121-1 No. 7の修正に伴い追加	1
11	130	<p>ページ番号 130</p> <p>項番47の内容</p> <p>訪問型自立訓練を提供した場合、その時間数を整数部2桁小数部2桁で設定する(様式には本項目は無いがインターフェースには設定する)</p>	1	130	<p>ページ番号 130</p> <p>項番47の内容</p> <p>訪問型自立訓練を提供した場合、<u>(提供形態が2:訪問型もしくは、3:訪問型(視覚)の場合)その時間数を整数部2桁小数部2桁で設定する(様式には本項目は無いがインターフェースには設定する)</u></p>	1
12	131	<p>ページ番号 131</p> <p>項番57の内容</p> <p>1日計を設定</p>	1	131	<p>ページ番号 131</p> <p>項番57の内容</p> <p>1日計を設定</p> <p><u>同一日に複数サービスを提供する場合には、最終行に設定する。最終行とは「サービス開始時間」の昇順に並び替えた場合の最終行である。ただし、サービス提供時間を設定しない入所系サービス(短期入所、共同生活介護)の提供があった場合には、入所系サービスが最終行となる。</u></p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
13	133	ページ番号 133 項番10の備考 ※3 項番11の備考 ※3 注釈	1	133	ページ番号 133 項番10の備考 ※3 ※4 項番11の備考 ※3 ※4 注釈 ※4を追加	1
14	142	ページ番号 142 注釈※2 (2) サービス提供実績記録票 は、明細書とセットで過誤とす る。	1	142	ページ番号 142 注釈※2 (2) 明細書を過誤とした場合は、 サービス提供実績記録票および処 遇改善助成金も過誤とする。	1
15	285	ページ番号 285 項番34の内容 特別対策費である激変緩和加算 に係る請求額を設定	1	285	ページ番号 285 項番34の内容 <u>サービス提供年月が平成21年10 月以降は、事業運営安定化および、 移行時運営安定化に係る請求額を 設定</u> <u>サービス提供年月が平成21年9 月以前は、特別対策費である激変 緩和加算に係る請求額を設定</u>	1
16	290	ページ番号 290 項番26の内容 特別対策費である激変緩和加算 に係る請求額を設定する	1	290	ページ番号 290 項番26の内容 <u>サービス提供年月が平成21年10 月以降は、事業運営安定化および、 移行時運営安定化に係る請求額を 設定</u> <u>サービス提供年月が平成21年9 月以前は、特別対策費である激変 緩和加算に係る請求額を設定</u>	1